

国民年金・厚生年金保険年金証書

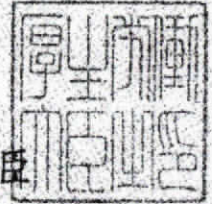
年金の種類 障害 基礎年金番号 [] 年金コード 1350

支給権者の氏名 []

支給権者の生年月日 [] 受給権を取得した年月 令和 3 年 11 月
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

令和 4 年 1 月 20 日

厚生労働大臣



I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 障害 厚生年金 厚生年金保険法 1 第 47 条の 2
2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加給年金額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
令和 3 年 12 月	585,700	0	0	585,700
支給停止理由	支給停止期間		年 月～ 年 月まで	

令和3年12月分から支給されます

年間支給額は585,700円となります

報酬比例部分額	355,292
---------	---------

標準年の額	355,292	公務員標準年の額		私学標準年の額	
-------	---------	----------	--	---------	--

4. 加入期間の内訳

加入期間	月数
① 厚生年金保険の加入期間	84 月
② 厚生年金保険の戦時加算期間	月
③ 船員保険の戦時加算期間	月
④ 沖縄復興期間	月
⑤ 沖縄免除期間	月
⑥ 旧令共済組合期間	月
公務員標準年	
① 国家公務員・地方公務員 厚生年金保険の加入期間	月
私学標準年	
① 私立学校教職員 厚生年金保険の加入期間	月

6. 平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (円)
① 平成15年3月までの期間	月	円
② 平成15年4月以降の期間	84 月	205,494 円
③ 平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④ 平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤ 昭和61年3月までの坑内員又は給買であった期間	月	円
⑥ 平成3年3月までの坑内員又は給買であった期間	月	円
⑦ 昭和61年3月までの坑内員であった厚生年金基金期間	月	円
⑧ 平成3年3月までの坑内員であった厚生年金基金期間	月	円
公務員標準年		
① 平成15年3月までの期間	月	円
② 平成15年4月以降の期間	月	円
私学標準年		
① 平成15年3月までの期間	月	円
② 平成15年4月以降の期間	月	円

6. 加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者 配偶者 (区分) 子 人
遺族加算区分

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 基礎年金 国民年金法 第 条の
2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月				
支給停止理由	支給停止期間		年 月～ 年 月まで	加算額対象者

障害等級が3級のため障害厚生年金のみ支給されます

III 障害基礎・障害厚生年金の障害状	
障害の等級	3 級 12 号
診断書の種別	6
次回診断書提出年月	令和 6 年 5 月

※診断書の種別は、表面でご覧ください。



次回の更新年月です。更新月の3カ月前くらいに日本年金機構から更新用の診断書が送られてきます
更新時の診断書は3カ月以内に病院で書いてもらい提出する必要があります

※なお、弊所からも更新の案内通知を送付させていただいております

厚生労働大臣